

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、奈良市及び五條市における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告します。

平成二十九年五月二日

奈良県知事 荒井正吾

一 調査を行った者の名称

奈良市

五條市

二 調査を行った期間

奈良市都祁相河町 平成二十六年四月二十五日から平成二十八年三月十三日まで

奈良市都祁小山戸町 平成二十四年五月十一日から平成二十八年三月十三日まで

五條市 平成二十五年五月十日から平成二十六年七月七日まで

三 成果の名称

奈良市都祁相河町の一部の地籍図及び地籍簿

奈良市都祁小山戸町の一部の地籍図及び地籍簿

五條市久留野町及び西久留野町の各一部の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

奈良市都祁相河町の一部の地域

奈良市都祁小山戸町の一部の地域

五條市久留野町及び西久留野町の各一部の地域

五 認証年月日

平成二十九年四月十八日